

和指第660号  
令和7年3月18日  
(2025年)

各介護保険サービス事業所・施設開設者様

和歌山市長 尾花正啓  
(公印省略)

介護給付費算定に係る体制等に関する届出の提出期限の延長について (通知)

平素は、本市の介護保険行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につき、4月1日付けで新規又は変更により加算等を算定する場合は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要となり、居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の介護給付費算定に係る体制等に関する届出については、一部の居住系サービスを除き、算定する月の前月の15日までに、介護保険施設等の居住系サービスにあつては、算定する月の前月の末日までに届出が必要と定められていますが、令和7年4月1日から算定を開始する加算等については同年4月15日(火)まで提出期限を延長しますので、お知らせいたします。

本事務処理システム変更を踏まえた、各種様式等の本市ホームページへの掲載については、現在準備中となっております。準備が整い次第、各法人宛てに通知する予定ですので、今しばらくお待ちください。

※他、本情報については、「介護保険最新情報」又は「国保連インターフェイス (WAM NET内)」に掲載される場合があります。リンク先については、本市ホームページ「介護サービス事業者の方へ」内に掲載しています (ページ番号: 1002998)。

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/index.html>

※本通知については、各法人に対し1部のみ送付しておりますので、傘下の事業所等には貴職から周知をお願いします。

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市 指導監査課 介護事業所指定班  
電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320  
Eメール: shidokansa\_hojin@city.wakayama.lg.jp